

御所市地域クラブ活動指導者規約

(趣旨)

第1条 この規約は、御所市地域クラブ活動推進計画並びに御所市地域クラブ活動ガイドラインや、国又は県が策定するガイドラインに基づき、御所市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が運営団体・実施主体として実施する、地域クラブ活動における指導者に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 指導者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 参加者への技術及び技能の指導及び事故や怪我の予防措置を講じること。
- (2) 地域クラブ活動に係る大会や練習試合等への引率、用具及び施設の点検と維持管理を行うこと。
- (3) 地域クラブ活動の運営管理、保護者等への連絡を行うこと。
- (4) 参加生徒にトラブル及び事故が発生した場合の現場対応を行うこと。
また、経緯及び経過について、速やかに教育委員会に報告するとともに保護者との情報共有を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域クラブ活動を運営する上で教育委員会が必要と認める事項。

(委嘱)

第3条 指導者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 御所市地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱に基づく登録者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

2 教育委員会は、指導者が職務を遂行できなくなったとき又は指導者としてふさわしくないと認めたときは、これを解嘱することができる。

(代表者)

第4条 設置競技種目毎に、指導者の中から互選により代表者を定める。

2 代表者は、教育委員会にその旨を申し出、活動の総括を行う。

(任期)

第5条 指導者の任期は、当該年度の3月31日までとし、年度ごとに教育委員会が委嘱する。ただし、再任を妨げない。

(職務の管理)

第6条 指導者は、教育委員会と協議の上、職務に当たる日時を決定するものとする。

2 指導者は、指導実績報告を様式1号により、当該月の翌月10日までに教育委員会に報告しなければならない。

(謝礼)

第7条 指導者の謝礼は、時間当たり1,600円とし、その職務に従事した時間数に応じて支給する。

(費用弁償)

第8条 指導者の交通費にかかる費用弁償は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により、御所市一般職の職員の給与に関する条例第8条の2の規定に準じて算定し、その職務に従事した日数により按分した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）を支給する。

ただし、有料道路使用料は算定の対象としない。

2 指導者は、その職務に従事するに至った場合は、様式2号によりその通勤の実情を速やかに教育委員会に届け出なければならない。

第8条の2 指導者の旅費は、御所市職員等の旅費に関する条例の規定に準じて、予算の範囲内で支給することができる。

(研修)

第9条 指導者は、暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、教育委員会が指定する研修を受けなければならない。

第9条の2 指導者は、生徒へのスポーツ指導に関する研修会等に積極的に参加し、常にその職務を遂行するために必要な知識、技術の習得に努めなければならない。

(秘密の保持)

第10条 指導者は、指導する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任期を終えた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、指導者に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。